

議 案 第 77 号

東松戸まちづくり用地活用事業プロポーザル審査委員会条例を廃止する条例の制定について

東松戸まちづくり用地活用事業プロポーザル審査委員会条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

東松戸まちづくり用地活用事業における事業者を選定したことにより、委員会の設置目的を果たしたため。

東松戸まちづくり用地活用事業プロポーザル審査委員会条例を廃止する条例

東松戸まちづくり用地活用事業プロポーザル審査委員会条例（平成29年松戸市条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2東松戸まちづくり用地活用事業プロポーザル審査委員会委員の項を削る。